

隠岐の島町新型インフルエンザ等対策 行動計画の概要

隠岐の島町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定の概要

平成 21 年 4 月 新型インフルエンザ (A/H1N1) 発生以降の計画の策定経緯

平成 21 年 4 月 新型インフルエンザ (A/H1N1) が世界的に流行



新型インフルエンザ等対策特別措置法の公布
(平成 24 年 5 月)



政府新型インフルエンザ等対策行動計画の策定
(平成 25 年 6 月)



島根県新型インフルエンザ等対策行動計画の策定
(平成 25 年 12 月)



隠岐の島町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定
(平成 27 年 3 月策定・平成 27 年 6 月改訂)

新型インフルエンザ等対策特別措置法第 8 条の内容

- 1 市町村長は、都道府県行動計画に基づき、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を作成するものとする。
- 2 市町村行動計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項
 - 二 市町村が実施する次に掲げる措置に関する事項
 - イ 新型インフルエンザ等に関する情報の事業者及び住民への適切な方法による提供
 - ロ 住民に対する予防接種の実施その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置
 - ハ 生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置
 - 三 新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項
 - 四 新型インフルエンザ等対策の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
 - 五 前各号に掲げるもののほか、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関し市町村長が必要と認める事項
- 3～8 省略



隠岐の島町新型インフルエンザ等対策行動計画の主な内容

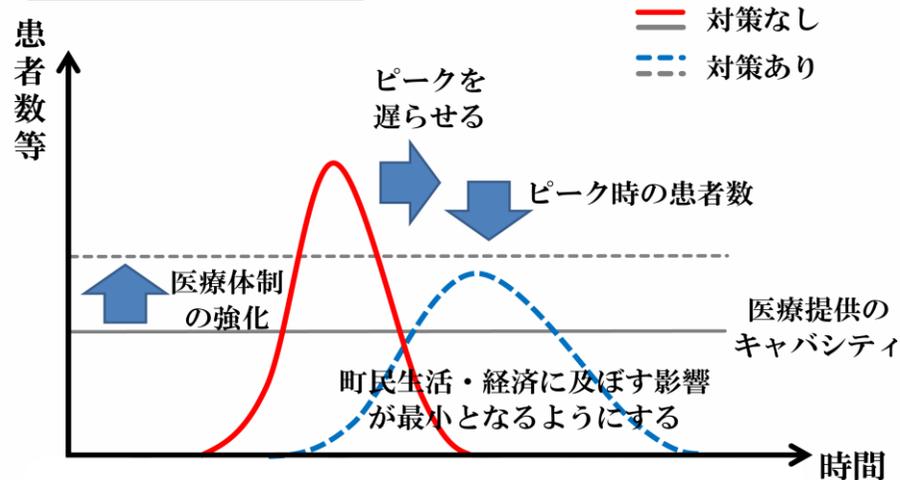
- 新型インフルエンザ等対策を実施するための体制
- 情報収集と適切な方法による情報提供
- まん延防止に関する措置
- 予防接種の実施
- 住民生活及び地域経済の安定の確保

隠岐の島町新型インフルエンザ等対策行動計画の概要

新型インフルエンザ等対策の目的

- 感染拡大を可能な限り抑制し、住民の生命及び健康を保護する。
 - ・ 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
 - ・ 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
 - ・ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。
- 住民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。
 - ・ 地域での感染対策等により、欠勤者の数を減らす。
 - ・ 事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は住民生活及び地域経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

対策の効果 概念図



新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

- 柔軟な対応
 - ・ 発生の段階や状況の変化に応じた柔軟な対応
- 発生段階に応じた対応
 - ・ 発生から流行が収まるまでの状況に応じた対応
- まん延防止・予防対策
 - ・ 個人・地域・職場における対策の実施

発生段階別対策の概要



※地域内とは、隠岐の島町及び近隣市町村をいう。

| | | | | | | |
|------------------|--|-------|--|--|--|--|
| 島根県 隠岐の島町 | 未発生期 | 海外発生期 | 県内未発生期 地域内未発生期 | 県内発生早期 地域内発生早期 | 県内感染期 地域内感染期 | 小康期 |
| 実施体制 | 国、島根県、町、指定(地方)公共機関等による対策強化 ・町行動計画等の作成 ・国・地方公共団体の連携強化 | | ・必要に応じて特措法に基づかない任意の対策本部の設置 ★町対策本部の設置 | ・必要に応じて特措法に基づかない任意の対策本部の設置 ★町対策本部の設置 | ・必要に応じて特措法に基づかない任意の対策本部の設置 ★町対策本部の設置 | ・特措法に基づかない任意の対策本部の廃止(設置した場合) ★町対策本部の廃止 |
| 情報提供・共有 | 発生段階に応じた情報収集、一元的な情報発信、住民への分かりやすい情報提供 ・体制整備等 ・相談窓口の設置 ・情報提供 | | ・相談窓口等の体制充実・強化 ・情報提供 | ・相談窓口等の体制充実・強化 ・情報提供 | ・相談窓口等の体制充実・強化 ・情報提供 | ・相談窓口等の体制の縮小強化 ・情報提供 |
| まん延防止に関する措置 | 発生状況の変化に応じた、感染対策の実施 ・感染対策の実施 ・防疫措置、疫学調査等についての連携強化 | | ・感染拡大防止対策の実施 | ・感染拡大防止対策の実施 | ・感染拡大防止対策の実施 | |
| 予防接種 | 法制化された予防接種体制等 ・特定接種の準備 ・住民接種の準備 | | ・住民接種の実施 ・住民接種の広報・相談 ・住民接種の有効性・安全性に係る調査 ★住民接種(臨時)の実施 ★住民接種(臨時)の広報・相談 | ・住民接種の実施 ・住民接種の広報・相談 ・住民接種の有効性・安全性に係る調査 ★住民接種(臨時)の実施 ★住民接種(臨時)の広報・相談 | ・住民接種の実施 ・住民接種の有効性・安全性に係る調査 ★住民接種(臨時)の実施 | ・住民接種の実施 ・住民接種の有効性・安全性に係る調査 ★住民接種(臨時)の実施 |
| 医療 | 発生段階に応じた島根県が実施する医療提供体制整備への協力 ・地域医療体制整備の協力 ・地域内感染期への備えに対する協力 | | ・医療体制整備の協力 | ・医療体制整備の協力 | ・医療体制整備の協力 | ・通常の医療体制移行への協力 |
| 住民生活及び地域経済の安定の確保 | 関係機関等との連携による社会経済機能の維持 ・要援護者への生活支援 ・火葬能力等の把握 ・物資及び資材の備蓄等 | | ・要援護者対策 ・遺体の火葬・安置 ★水の安定供給 ★生活関連物資等の価格の安定等 | ・要援護者対策 ・遺体の火葬・安置 ★水の安定供給 ★生活関連物資等の価格の安定等 | ・要援護者対策 ・遺体の火葬・安置 ★水の安定供給 ★生活関連物資等の価格の安定等 ★遺体の火葬・安置(国等要請) ★要援護者対策(国等要請) | ・要援護者対策 ★新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止等 |

★印は、国が行う新型インフルエンザ等緊急事態宣言時に必要に応じて実施する措置